3　法第十二条第三項に規定する政令で定める金額は、同項の恒久的施設を有する外国法人の当該課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該課税事業年度の基準法人税額のうちに租税特別措置法第三章第五節又は第五節の二の規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した残額を当該課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条及び第十条の規定を適用して計算した金額）とする。

4　法第十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前項に規定する地方法人税の額に、当該課税事業年度に係る法人税法施行令第百九十四条第二項から第四項までの規定を適用して計算した同条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

第八条中「の法人」を「の内国法人又は外国法人」に、「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の十三第十二項」に、「還付所得事業年度又は」を「還付所得事業年度、」に改め、「還付所得連結事業年度」の下に「、同法第百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度」を加え、「当該法人」を「当該内国法人又は外国法人」に改める。

附則第二条第三項中「前項各号」を「第一項各号又は前項第一号」に改め、「当該各号」の下に「又は前項第一号」を加え、同条第六項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項第一号に掲げる規定の適用がある場合における第三条第三項に規定する地方法人税の額は、当該地方法人税の額から同号に掲げる規定により加算された金額の百分の四・四に相当する金額を控除した金額とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第三条第一項の改正規定（「第三項において「平成二十二年改正法」を「第五項において「平成二十二年改正法」に、「第三項において「平成二十三年改正法」を「第五項において「平成二十三年改正法」に改める部分、「第三項において「平成二十四年改正法」を「第五項において「平成二十四年改正法」に改める部分及び「第八項」を「第五項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める部分及び「第六項」を「第五項」に改める部分に限る。）、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定、第八条の改正規定及び附則第二条の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間における改正後の地方法人税法施行令第三条第一項の規定の適用については、同項中「及び第五項」とあるのは、「及び第三項」とする。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十四号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十四条第二項及び第三十二条第一項第九号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十二第一項第二号中「第一条の三第二号又は第一条の四第二号」を「第一条の三第一項第二号又は第一条の四第一項第二号」に改める。

第三条第六号中「資産の譲渡等」の下に「（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）若しくは同法第四条第一項（課税の対象）に規定する特定仕入れ」を加え、「同項第十号」を「同法第二条第一項第十号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる税額には、被相続人の相続人が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百三十七条の三第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（同条第三項の規定により適用する場合を含む。第八条第三項において同じ。）の規定の適用を受ける場合における同法第百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額を含まない。ただし、当該相続人がその後納付することとなつた当該相続等納税猶予分の所得税額については、この限りでない。

第四条の四の二第一号中「第一条の四第二号」を「第一条の四第一項第二号」に改め、同条第二号中「第一条の四第三号」を「第一条の四第一項第三号」に改める。

第五条の四第一項中「同条第一項中「該当する者」とあるのは「」を「同条第一項中「又は第二号の規定に該当する者」とあるのは「若しくは第二号の規定に」に、「第一条の三第四号」を「同項第四号」に改め、同条第三項中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第八条に次の一項を加える。

3　法第三十二条第一項第九号ハに規定する政令で定める事由は、所得税法第百三十七条の三第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用を受ける同項の相続人が同項に規定する相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなつたこととする。

第十八条第一号チ中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第三十条第二項中「第五十九条第三項第三号」を「第五十九条第三項第三号」に改め、同条第三項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第四項中「第五十九条第六項」を「第五十九条第七項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。